

議案第30号

石岡市基金条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市基金条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成27年2月24日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

石岡市ふるさと応援寄附金基金を設置するため。

## 石岡市基金条例の一部を改正する条例

石岡市基金条例（平成17年石岡市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表積立基金に次のように加える。

石岡市ふるさと 応援寄附金基金	石岡市の発展を願う個人等から寄附金を募り，個性豊かなふるさとづくりに資するため，市長が必要と認めた金額を積み立てる。	<ol style="list-style-type: none"><li>1 生活や文化の中心地として活気あるまちづくりに関する事業に充てるとき。</li><li>2 心豊かに生活でき，誇りに思えるまちづくりに関する事業に充てるとき。</li><li>3 健やかに暮らし，生涯現役で活躍できるまちづくりに関する事業に充てるとき。</li><li>4 その他目的達成のために市長が必要と認める事業に充てるとき。</li></ol>
--------------------	--	---

### 附 則

この条例は，公布の日から施行する。